

## 糸魚川市国土強靱化地域計画の改訂について

### 1 国土強靱化地域計画とは

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき策定するもので、地域の特性を踏まえた強靱化施策を、計画的かつ実行的に進めるための指針となるもの。

令和5年7月に国の「国土強靱化基本計画」、令和8年3月に「新潟県国土強靱化地域計画」の改訂が行われており、これを受けて、令和2年7月に策定した「糸魚川市国土強靱化地域計画」について、見直しを行うもの。

いつ起こるかわからない、いかなる災害に対しても、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、市民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめ、迅速な復旧・復興が可能な、強くしなやかな災害に強い地域を作り上げるための地域計画として策定する。

### 2 改訂の内容

これまでの計画での取組を引き継ぎながら、業務継続計画の見直し・強化や、災害時応援協定に基づく応援体制・受援体制の整備、被災後も迅速かつ的確に復興が進むよう基本的な復旧復興のあり方を定める復興事前準備の取組について新たに追加しており、平時からの備え、災害時の対応、より良い復興に向けた事前準備を一体的に推進する内容とする。

### 3 今後の予定

| 時 期                 | 対応等                    |
|---------------------|------------------------|
| 令和8年7月24日<br>～8月24日 | パブリックコメント（意見募集、意見等の反映） |
| 8月                  | 糸魚川市防災会議への意見照会         |
| 9月                  | 総務文教常任委員会で改訂案を説明       |
| 10月以降               | 計画策定・公表                |